

# 道路位置の指定の手引き

令和4年4月

亀山市

建設部 建築住宅課 建築開発グループ

## はじめに 道路位置の指定とは

建築物の敷地は、建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「法」という。)第42条各号に規定する『道路』に接していなければなりません。(法第43条第1項)

その道路に認められるものの一つとして道路位置の指定があり、法第42条第1項第5号に「土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの」と規定されています。

## 第1 目的

この手引きは、法第42条第1項第5号の規定に基づき道路位置の指定(変更、廃止を含む。)を受けようとする場合の取扱いについて、建築基準法施行令(以下「令」という。)第144条の4並びに建築基準法施行規則(以下、「省令」という。)第9条並びに亀山市建築基準法施行細則(以下「細則」という。)第14条から第17条で定めるもののほか必要な事項を定め、良好な市街地形成を図ることを目的としています。

## 第2 適用の範囲

敷地面積が1,000㎡未満の土地を道路及び建築物の敷地に改変し、道路部分を法第42条第1項第5号の道路として整備するものに限り、既に接道のある土地の条件を良くする目的や、道路を築造する必要がない土地に道路の築造を行なっても指定を受けることはできません。なお、敷地面積が1,000㎡以上の土地を道路及び建築物の敷地に改変する場合には、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による知事の開発許可が必要となります。

## 第3 手続きの流れ

道路位置の指定までの手続きの流れは次の図のとおりです。

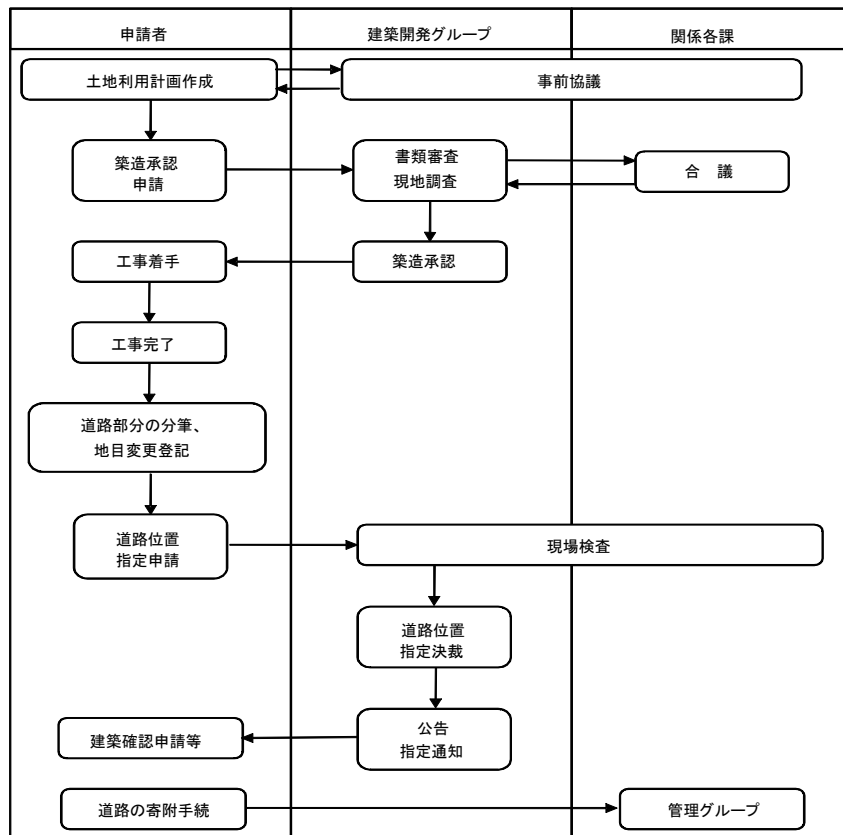


図 道路位置の指定にかかる手続きの流れ

#### 第4 築造承認申請

亀山市では、道路位置指定申請に先立ち、「位置指定道路の築造承認申請書」の提出を求め、その計画内容、技術基準、他法令に関する必要な手続きの確認、築造後の維持管理等について、道路の築造前に審査を行います。これにより、道路築造後の道路位置指定の手続きの円滑化を図ります。細則第14条による位置指定道路の築造承認申請書(様式第9号)の正本及び副本それぞれに添付する図書は以下の要領で作成してください。

##### (1) 付近見取図

縮尺は1/2500程度の都市施設の入った図面とし、土地利用の区域(赤線で囲むこと。)、方位、道路(指定を受ける道路及び接続する既存道路)及び目標となる地物を記入する。

##### (2) 現況図

縮尺は1/200以上とし、土地利用の区域(赤線で囲むこと。)、方位、等高線、道路(指定を受ける道路及び接続する既存道路)、指定を受ける道路に接する既存建築物の位置、高さ、その他構造物、既存排水施設の位置及び形状等を記入する。

##### (3) 地籍図(公図)

法務局備え付けの公図の写し(申請時点から3ヶ月以内のもので登記官の認証印のあるものに限る)をとり、地目、所有者名及びその他の権利者名を記入し、かつ、土地利用の区域(赤線で囲むこと。)及び指定を受ける道路の位置を明示する。

(4) 求積図及び求積表

縮尺は1/200以上とし、申請道路及び土地利用の区域内の区画毎に求積したものとす。指定を受ける道路に接続する既存道路が法42条第2項道路の場合にあっては、道路後退部分も求積する。

(5) 土地利用計画平面図

縮尺は1/200以上とし、方位、土地利用の区域(赤線で囲むこと。)、指定を受ける道路及び接続する既存道路の位置、種別、給排水施設、流末の処理方法等を記入する。指定を受ける道路には路線毎に記号等を付し、有効幅員、延長、面積、勾配を記入する。給排水施設には位置、仕様等を記入する。宅地には各区画の境界線、面積、予定建築物の用途を記入し、土地利用計画を記入する。また、区域外の工事がある場合は、その部分の区域や構造物等を記入すること。

(6) 造成計画平面図

縮尺は1/200以上とし、方位、指定を受ける道路の位置、関係土地の区域、区画、縦横断面位置、切土及び盛土の別(切土:黄色、盛土:赤色で着色すること。)、現況地盤高、計画地盤高、基準点、がけ、構造物等を記入する。((5)の土地利用計画平面図と兼用することも可。)

(7) 造成計画断面図

縮尺は1/200以上とし、縦横断面位置、切土・盛土の高さ(切土:黄色、盛土:赤色で着色すること。)、現況地盤高、計画地盤高、がけ、指定を受ける道路、擁壁等の位置を記入する。

(8) 道路横断面図

縮尺は1/50以上とし、指定を受ける道路敷寸法、有効幅員、側溝の各寸法(内法、幅、深さ、厚さ、材質、規格等)及び路面構造を記入する。

(9) 道路縦断面図

縮尺は1/50以上とし、指定を受ける道路の長さ、高低差、勾配等を記入する。ただし、指定を受ける道路の勾配が小さいときは土地利用計画平面図に要所ごとの基準点からの高さを記入することによってこれを省略することができる。

(10) 排水施設、すみ切り及び擁壁等の構造詳細図

縮尺は1/30以上とし、平面詳細図、断面詳細図等により構造詳細を記入する。

(11) 登記事項証明書

土地利用計画区域内の土地に関する全部事項証明書(申請時から3ヶ月以内のもの)を添付する。

(12) 関係部局協議経過書

関係各課との協議日、協議内容、担当者等を具体的に記載する。

(13) 現況写真

計画区域、接続する既存道路、排水設備等の状況が分るもの。

(14) 道路築造の承諾書等

次に掲げる全ての者の承諾書及び印鑑登録証明書(申請時から3ヶ月以内のもの)を添付

する。

(イ) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者(参考様式第1号)

(ロ) 当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者(参考様式第2号)

※ 管理者が所有者と同一の者である場合でも(イ)及び(ロ)の承諾書を添付する。

(15) 公道、農道、林道、水路敷等を土地利用の区域に含めて道路位置の指定の申請をする場合は、これらの所有者又は管理者の承諾書(印鑑登録証明書は不要)も添付すること。

(15) 指定道路の変更にとまなう承諾書等(参考様式第2号、4号)

指定道路の変更を申請する場合は、既指定道路及び変更後の道路にかかる(14)に規定する承諾書及び印鑑証明書を添付すること。(参考様式第1号は参考様式第4号に読み替える)

(16) 既存道路への接続承諾書(参考様式第3号)

私道である既存道路への接続については、指定を受ける道路と既存道路との関係を明示した図書及び既存道路の所有者、その他の権利を有する者の接続承諾書及び印鑑登録証明書(申請時から3ヶ月以内のもの)を添付すること。国道、県道、市道に接続する場合には、本様式の添付を要しないが、接続先の道路管理者と協議の上、加工承認等、必要な手続きを行うこと。

(17) その他の関係法令に基づく手続の状況確認表(参考様式第5号)

建築確認申請を要する擁壁を併せて築造する場合、指定を受ける道路が砂防指定区域内であるときなど、その他関係法令に基づき許可、承認等を要する場合には、必要となる諸手続きの状況を本表に記入すること。なお、原則として全ての許可等を受けてから工事に着手すること。

(18) 既存建築物が適法であることを示す図書

指定を受ける道路の築造により新たな道路斜線制限等の影響が及ぶ既存建築物がある場合にあっては、当該既存建築物が適法であることを示す図書。指定道路の廃止又は変更の場合は、廃止後又は変更後も既存建築物が適法であることを示す図書等を添付すること。

(19) 委任状

代理人の申請による場合添付すること。

(20) その他市長が必要と認める書類

## 第5 道路位置指定申請

申請者は道路の築造工事が完了したときは、市細則第15条による道路位置指定申請書(様式第11号)を提出し、現場検査を受検しなければなりません。申請者は検査の実施にあたり、公共施設の管理者等、関係各課と検査日時の調整を行うとともに、検査時の体制、必要物品等を確

認し、円滑に検査が実施できるよう努めてください。

道路位置指定申請書の正本及び副本それぞれに添付する図書は以下の要領で作成してください。

(1) 付近見取図

第4(1)の要領で作成する。

(2) 地積図(公図)

指定を受ける道路部分が分筆されていることがわかる法務局備え付けの公図の写し(申請時点から3ヶ月以内のもので登記官の認証印のあるものに限る。)をとり、第4(3)の明示事項を記載する。

(3) 求積図及び求積表(確定測量図)

指定を受ける道路部分が分筆されたものとし、第4(4)の要領で作成する。

(4) 完成図(土地利用計画平面図、造成計画平面図、造成計画断面図、道路横断面図、道路縦断面図、給排水施設、すみ切り及び擁壁等の構造詳細図等)

第4(5)から(10)までの要領で作成する。なお、築造承認申請時の添付図書から変更がないものについては添付を省略することができる。

(5) 登記事項証明書

指定を受ける道路の部分の土地に関する全部事項証明書(申請時から3ヶ月以内のもの)を添付する。(接続道路が法第42条第2項の規定による道路にあつては、後退部分の土地に関する部分を含む。)また、地目を公衆用道路に変更しておくこと。

(6) 工事の施工状況写真

築造道路、給排水施設及び擁壁等の施工状況、既存道路との接続状況が分るもの。

(7) 道路築造(変更、廃止)の承諾書等

道路位置指定申請時点で、第4(14)の承諾書の内容に変更がある場合には、変更後の承諾書及び印鑑登録証明書(申請時から3ヶ月以内のもの)を添付すること。(参考様式第1号(指定道路の変更の申請をする場合は第4号)、第2号)

(8) 指定道路の廃止の申請をする場合は、既指定道路の関係者の承諾書及び印鑑登録証明書(申請時から3ヶ月以内のもの)を添付すること。(参考様式第4号)その他関係法令の許認可状況を示す資料

築造承認申請時に作成したその他関係法令に基づく手続きの状況確認表(参考様式第5号)について、許認可の状況を追記するとともに、許可書等の写しを添付する。(建築確認申請を要する擁壁を築造する場合にあつては、建築確認済証及び完了検査済証、砂防指定地内の行為で許可を要する場合にあつては、許可書及び完了検査の認定書の写し等。)

(9) 委任状

代理人の申請による場合添付すること。

(10) その他市長が必要と認める書類

## 第6 指定を受けた道路の寄附

道路位置の指定を受けた場合、土地は私有地であるため、申請者等が私道として道路の維持管理を行うこととなります。しかし、道路敷地が私有地のままであると、道路として公共性の担保が難しいため、市では道路位置の指定を受けた私道の寄附を受け付けています。この場合、予め道路構造、給排水施設等について関係各課との協議を行った上で、第4 築造承認申請に示す必要な添付図書を作成してください。

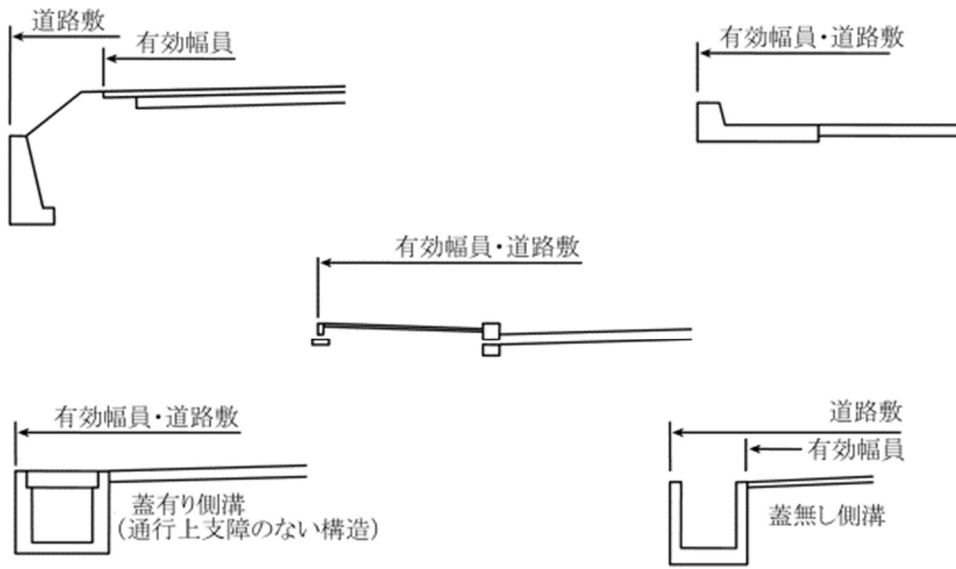
なお、指定道路の寄附は、建設管理課管理グループへの手続きとなり、道路位置の指定公告後に行うことを原則とします。また、道路のほか、上下水道その他の公共施設の維持管理等に関するについても、各担当課と協議してください。第6 道路位置指定申請に示す必要な図書のほか、関係各課が必要とする図書については、以下を参考に各課と調整してください。

位置指定道路等寄附申出書(参考様式第6号)、寄附する部分の工事の施工状況写真、給水施設図、排水施設図 等

## 第7 技術基準

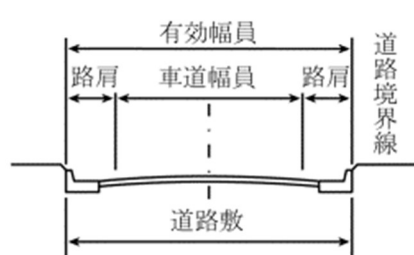
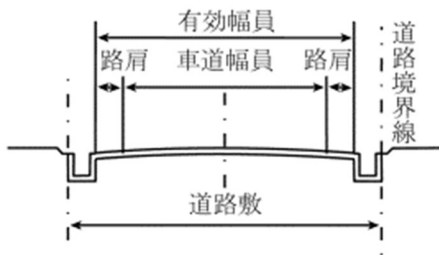
指定道路の技術基準は次の各号によります。

(1) 道路敷、有効幅員は図1によることとし、有効幅員は、原則として6m以上とする。ただし、延長が120m未満で通行上支障がない場合は4m以上とすることができる。なお、指定道路は道路敷を含み図面に明示すること。(指定公告の幅員は有効幅員とする)



a) U型側溝の場合

b) L型側溝の場合



c) 防護柵を設ける場合

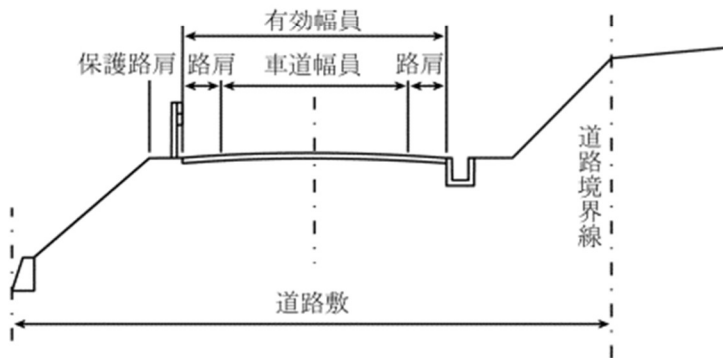


図1 道路幅員の取り方

(2) 両端が他の道路(法第42条に規定する道路をいう。)に接続すること。ただし、次の(イ)～(ニ)までのいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認められる場合においては袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。)とすることができる。(令第144条の4第1項第1号)

- (イ) 延長(既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。)が35m以下の場合。(令第144条の4第1項第1号イ)(図2)



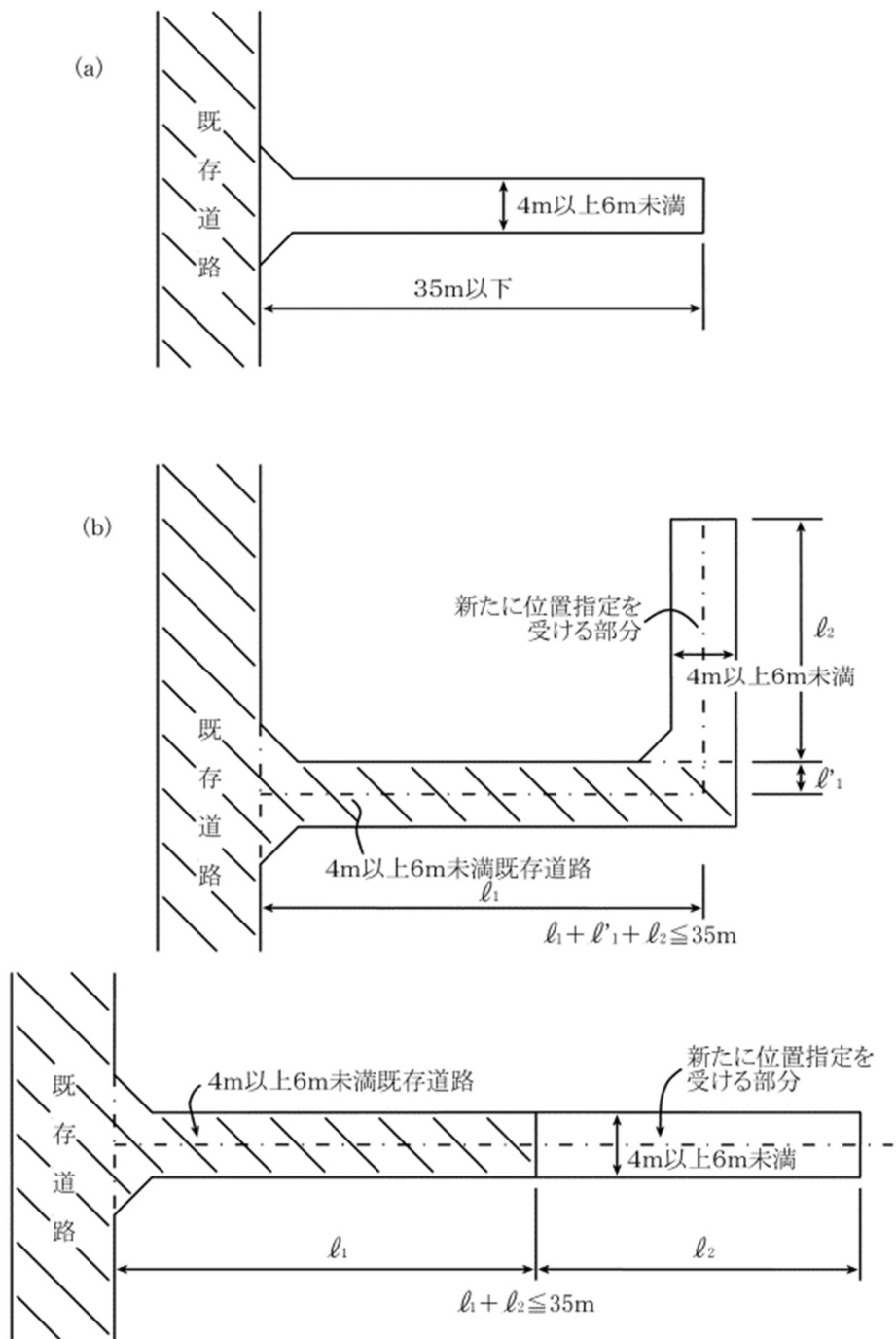


図2. 延長が 35m 以下の場合

- (ロ) 終端が公園、広場、その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合。(令第 144 条の 4 第 1 項 第 1 号ロ)(図 3)

(転回等については管理者の承諾が必要。)

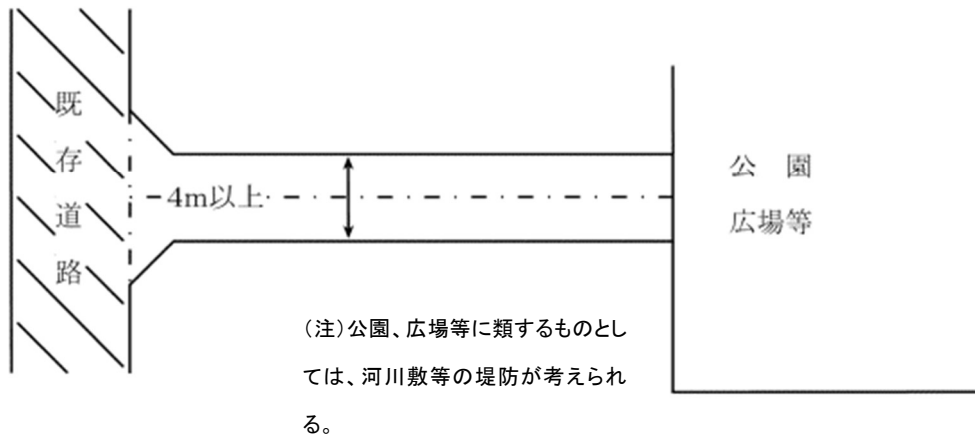


図3. 末端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合

- (ハ) 延長が35mを超える場合で末端及び区間35m以内ごとに、国土交通大臣の定める基準(建設省告示第1837号)に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。(令第144条の4第1項第1号ハ)(図4、図5、図6)

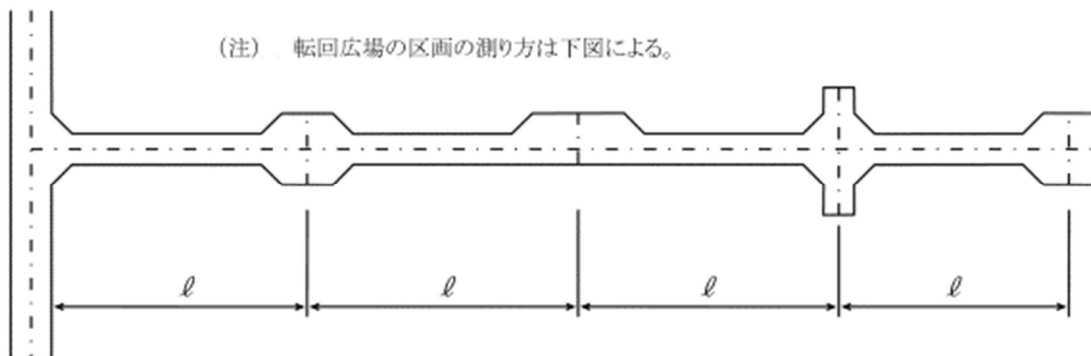


図4. 転回広場の設置区間

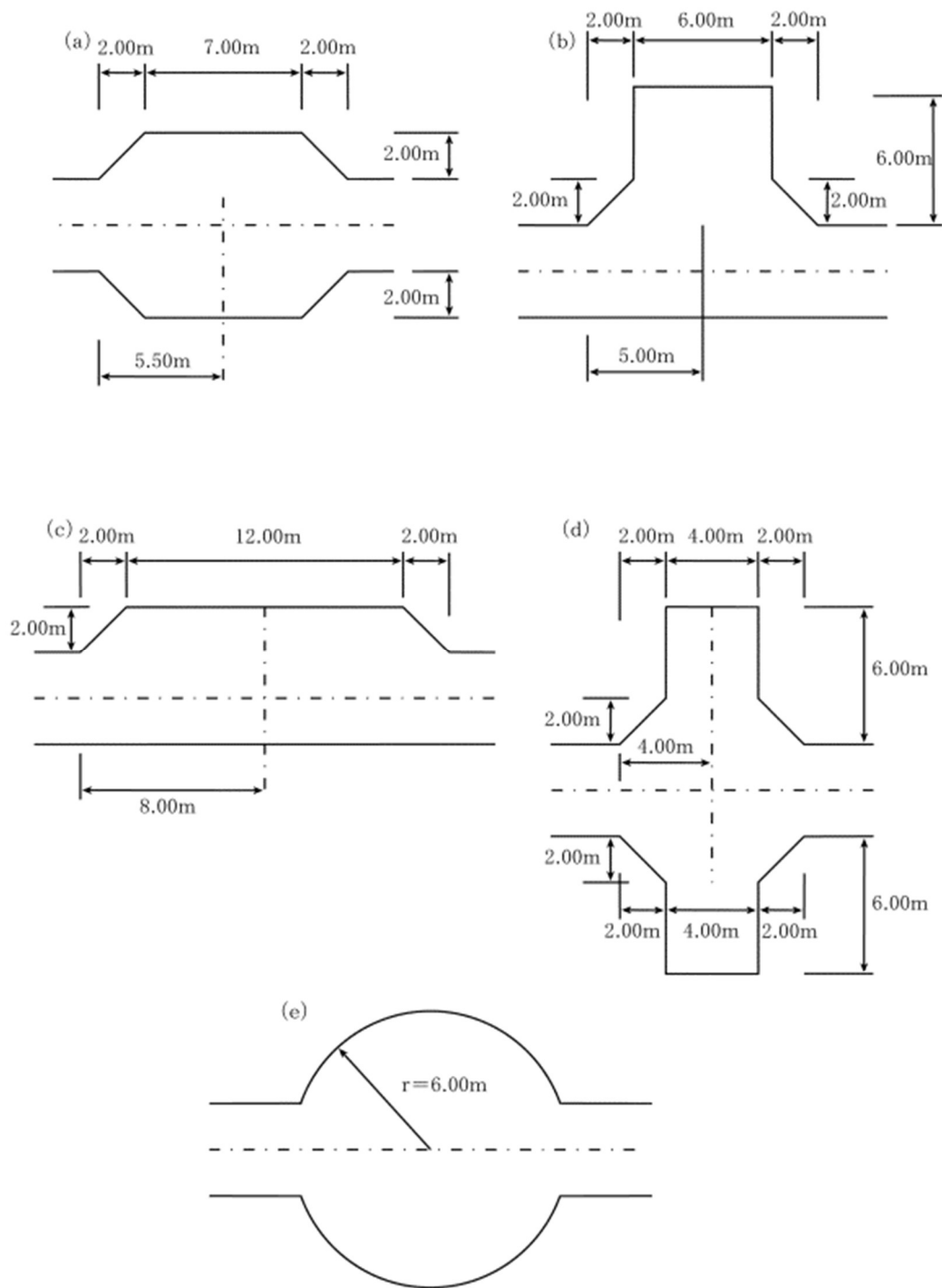


図5. 中間に設ける転回広場(告示第1837号の図解)

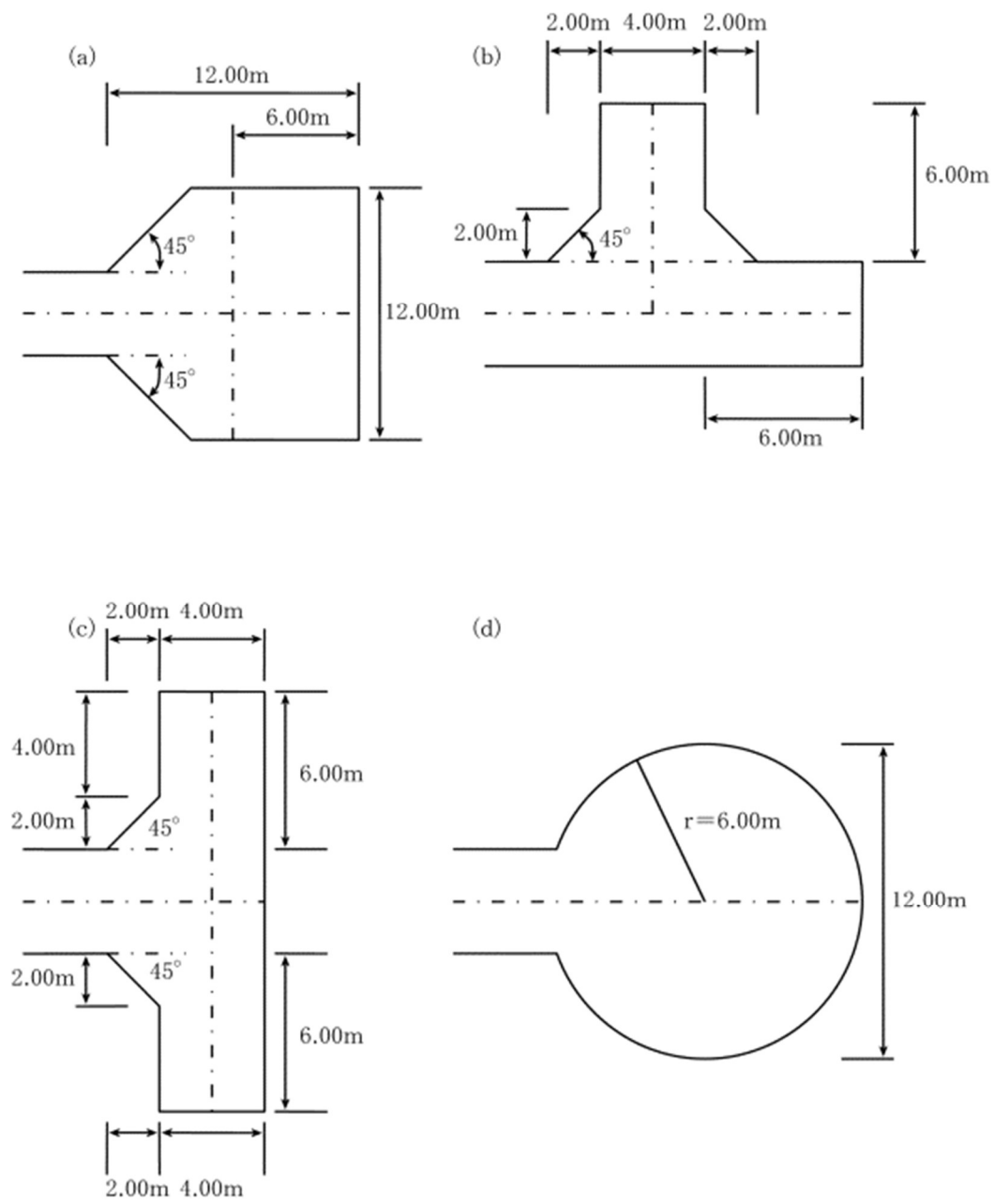


図6. 終端に設ける転回広場(告示第1837号の図解)

(二) 幅員が6m以上の場合(令第144条の4第1項第1号二)(図7)

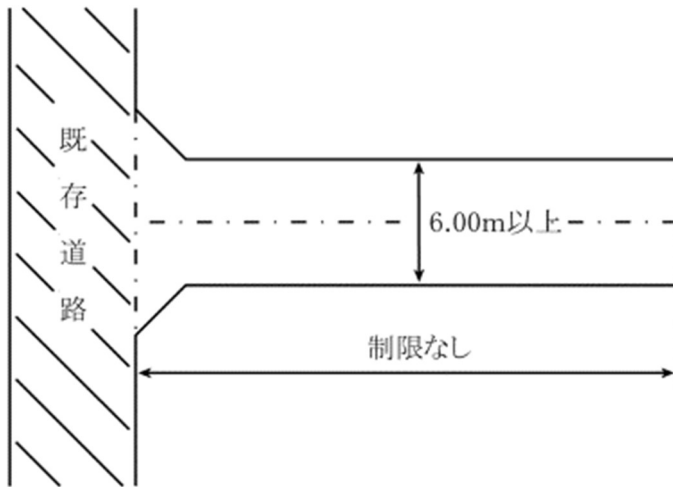
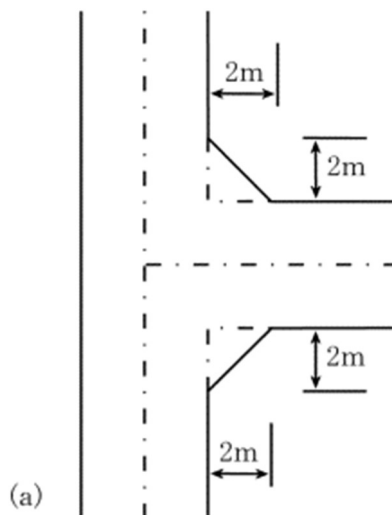


図7. 幅員が6m以上の場合(令第144条の4第1項第1号二)

(3) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)には、角地の隅角をはさむ辺の長さ2m以上のすみ切りを設け、その部分を道路の部分とすること。(図8-a、b)

ただし、すみ切り部分に既存の建築物、高い擁壁若しくは、がけ等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められる場合で、一方のすみ切りの長さ1mを加えた長さとした場合はこの限りでない。(図8-c)



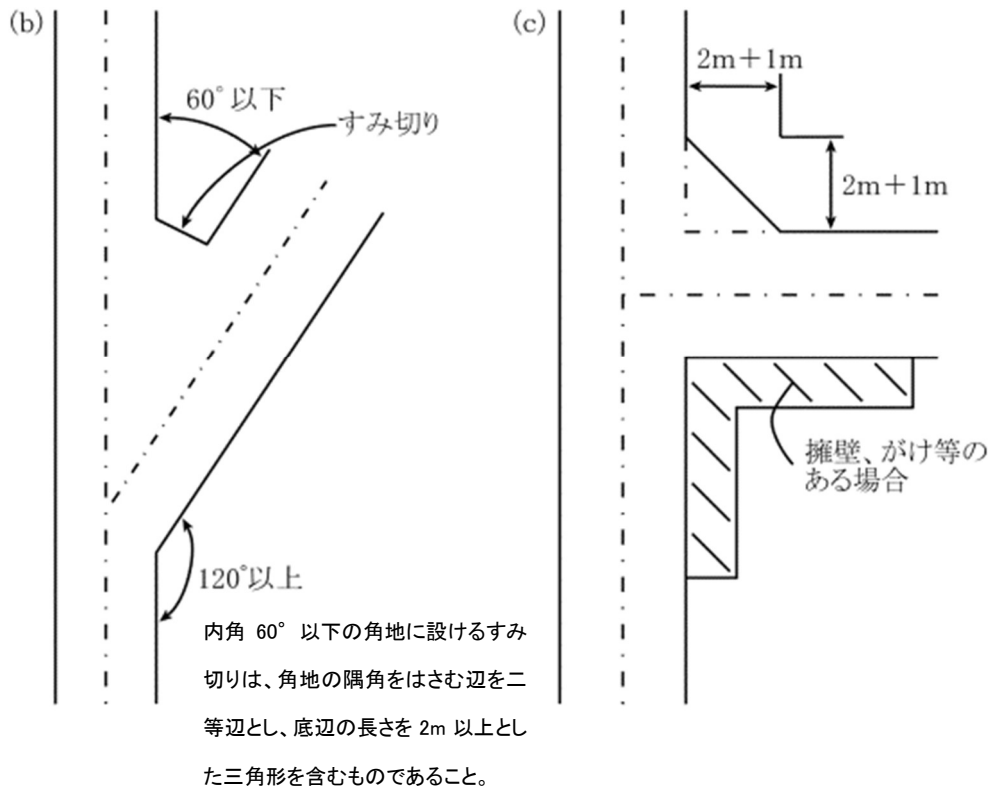


図8. すみ切りの取り方

(4) 既存道路への接続部分には前号によるすみ切りを設ける。なお、取付道路が法第42条第2項道路である場合、当該道路の中心線から2m後退した線を道路境界線とみなして、すみ切りを設けることとする。(図9)

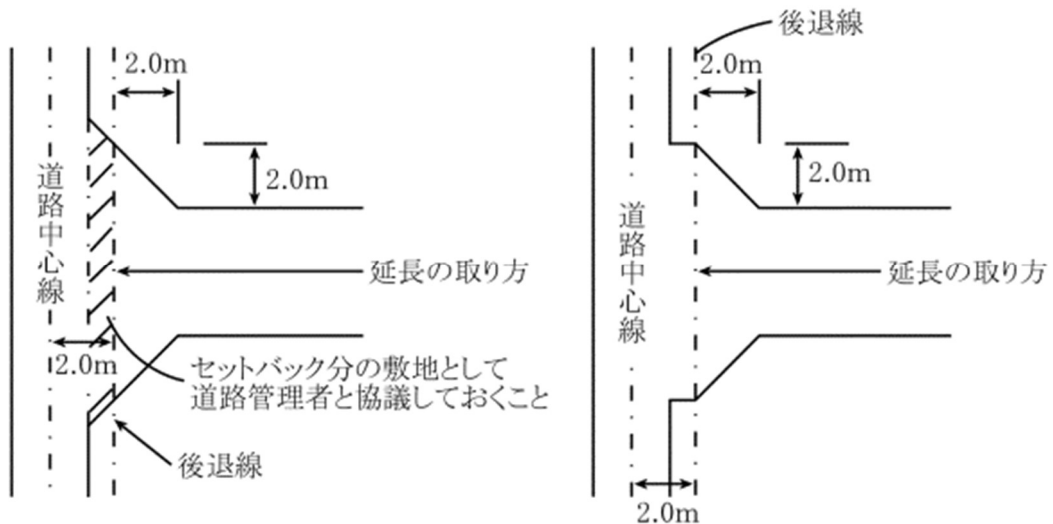


図9. 法第42条第2項道路に接続して道路指定をする場合

(5) 道路の路面は、原則としてアスファルト又はコンクリート舗装等とし、路面の高さは、当該道路に近接する用排水路、水田等の最高水位及び降雨を考慮して冠水等により通行に支障のな

い高さにすること。(令第144条の4第1項第3号)

(6) 道路の縦断勾配が12%以下であり、かつ段階状でないものであること。なお、勾配が9%を超える場合は、スリップ防止等の処置を講ずること。(令第144条の4第1項第4号)

(7) 道路には、路面及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠等を設け、末端を河川、下水道等に接続し適切な排水ができる構造とすること。(令第144条の4第1項第5号)

(8) 道路が屈曲、崩壊、がけ等の存する通行上危険を伴うおそれがある箇所、又はなだれ、落石等により当該道路の構造に損傷を与える恐れのある箇所にはガードレール、柵、擁壁等の適当な防護施設を設けること。

## 第8 位置の指定を受けた道路の変更、廃止

一般に、位置の指定を受けた道路の路線形状を変更する際には、道路を築造する行為や、道路の一部、もしくは全部を廃止する行為が伴いますので、新規に第4から第5の手続きを経た上で、既存の位置指定道路の一部、もしくは全部を廃止することとなります。

また、位置の指定を受けた道路を変更、廃止するためには、既に指定された道路に接する土地又はそれらの土地にある建築物が変更、廃止することにより法第43条の接道義務に抵触しないことが条件となるほか、変更後の道路構造が第7技術基準に適合している必要があります。

よって、亀山市建築基準法施行細則第16条による、道路位置指定(変更・廃止)申請書(様式第13号)の正本及び副本それぞれに添付する図書は、第4各号あるいは第5各号に示す図書のうち、事前協議のうえ必要なものを添付してください。

## 参考 道路位置の指定の手続等にかかる主な関係機関

部署名	関係する主な業務	場所・連絡先
四日市建設事務所 建築開発室	開発行為に係る手続	四日市市新正 4 丁目 21-5 〒510-8511 TEL059(352)0684
鈴鹿建設事務所 総務・管理室 管理課	道路(一部国道を含む)・河川等の管理、砂防法手続、土砂災害警戒区域	鈴鹿市西条 5 丁目 117 番地 〒513-0809 TEL059(382)8683
四日市農林事務所 森林林業室 林業振興課	自然公園法、自然環境保全条例に係る手続	四日市市新正 4 丁目 21-5 〒510-8511 TEL059(352)0655
農林水産部 治山林道課 森林管理班	保安林、森林法に該当する開発行為に係る手続	津市広明町 13 番地 〒514-8570 TEL059(224)2573

道路位置の指定の手続等にかかる関係部署

部署名		関係する主な担当業務	場所・連絡先	
建設部	建設管理課	管理グループ	道路の財産管理、法定外公共物管理、狭あい道路	本庁舎2階 0595(84)5102
		道路保全グループ	道路の維持修繕	本庁舎2階 0595(84)5041
	土木課	道路整備グループ	砂防・急傾斜地手続	本庁舎2階 0595(84)5042
		河川流域グループ	河川・雨水排水の財産管理・整備・維持管理(調整池含む)	本庁舎2階 0595(84)5079
	都市整備課	都市計画グループ	景観計画、立地適正化計画、都市公園等の維持管理	本庁舎2階 0595(84)5046
	建築住宅課	建築開発グループ	開発行為届出等窓口、建築確認申請、国土利用計画法(土地売買等届出)	本庁舎2階 0595(84)5088
産業環境部	農林振興課	農林施設グループ	農道・林道の管理、法定外公共物(農業用施設等)の管理	本庁舎2階 0595(84)5082
		農林政策グループ	農地法(農地転用)手続、森林法(伐採及び伐採後の造林届出書)手続	本庁舎2階 0595(84)5068
	商工観光課	商工業振興グループ	工場立地法手続	本庁舎2階 0595(84)5049
	環境課	廃棄物対策グループ	一般廃棄物の収集・処理、ごみ集積所の設置	総合環境センター 0595(82)8081
		環境創造グループ	環境保全協定、公害防止、環境保全審議会	総合環境センター 0595(96)8095
上下水道部	上水道課	上水道工務グループ	水道・工業用水道施設の維持管理	関支所2階 0595(97)0622
	下水道課	下水道工務グループ	公共下水道施設・農業集落排水施設の維持管理	関支所2階 0595(97)0627
本部 消防	予防課	予防グループ	消火栓・防火水槽の設置	消防庁舎2階 0595(82)9492
安全課	防災	防災安全グループ	防犯灯・防災倉庫の設置、水防・土砂災害防止	本庁舎2階 0595(84)5035
市民文化部	文化課	まちなみ文化財グループ	埋蔵文化財、重要伝統的建造物群保存地区	関支所1階 0595(96)1218
	まちづくり協働課	地域まちづくりグループ	自治会	本庁舎1階 0595(84)5007
		市民協働グループ	住居表示	本庁舎1階 0595(84)5008

住所 《本庁舎・西庁舎》 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地  
 《関支所》 〒519-1192 三重県亀山市関町木崎919番地1  
 《消防庁舎》 〒519-0165 三重県亀山市野村四丁目1番23号  
 《総合環境センター》 〒519-0166 三重県亀山市布気町442番地